

砂池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(105,000) (4)

(1) 県営事業費 189,000 千円（令和 7 年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。）

(2) 負担区分の予定（単位：%）

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担	地元負担
ため池工事	55%	34%	11%	—

(5,000)

※国庫負担、市負担、地元負担は、地方事務費 9,000 千円を除く。

2 土地改良法第 91 条の規定による市負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の福山市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に従い負担金を負担する。